

医療

【地域医療体制の整備】

- ・ 医療体制の確保について具体的なマニュアル等を提供するなど、日本医師会等の関係機関と調整し、都道府県等に対し必要な助言等を行うとともに、都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップを行う。~~（厚生労働省）~~
- ・ ~~都道府県等が、原則として、2次医療圏を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、国立病院機構や大学病院地域の中核的医療機関（国立病院機構・大学病院等）等を含む医療機関、薬局、市区町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するよう支援する。その際、都道府県等に対し、発生時に診療に従事する医療従事者の身分保障も含め、あらかじめ地域医療体制の整備に係る具体的な対応を検討しておくよう要請する。~~
~~（厚生労働省・消防庁）~~
- ・ ~~都道府県等に対し、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来発熱外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、全ての医療機関において、新型インフルエンザ患者を診療するための、院内感染対策や、個人防護具の準備等を進めるよう要請する。~~
~~（厚生労働省）~~

【まん延期地域国内発生期の医療の確保】

- ・ 第三段階のまん延期地域発生期に備え、都道府県等に対し、次の点について以下を要請する。~~（厚生労働省）~~
 - 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療事業継続計画の作成を要請し、その作成を支援すること。
 - ~~入院医療を提供するまた~~医療機関における使用可能な病床数を試算すること。
 - 地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等（公立病院、日赤病院、済生会病院、国立病院、国立大学附属病院、労災病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制を整備すること。

- 入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行うこと。
- 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、原則として新型インフルエンザの初診患者の診療を行わないに対応こととするせず、原則として、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関の設定を検討すること。
- 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討すること。
- ・ 大学附属病院に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、地域の医療機関等と連携しながら、新型インフルエンザの発生に備えた準備を行うよう要請する。~~（文部科学省）~~
- ・ 第三段階の地域発生まん延期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。~~（消防庁）~~

【ガイドラインの策定、研修等】

- ・ 新型インフルエンザの診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインの策定を行い、医療機関に周知する。~~（厚生労働省）~~
- ・ 都道府県等と協力し、医療従事関係者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。~~（厚生労働省）~~

【医療資器材の整備】

- ・ ~~国及び都道府県等は、第三段階のまん延期に備え、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等）をあらかじめ備蓄・整備する。都道府県等に対し、感染症指定医療機関等における必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう、要請する。~~
~~（厚生労働省）~~

【検査体制の整備】

- ・ 新型インフルエンザに対する迅速診断高感度検査キットの開発を促進する。
—(厚生労働省)—
- ・ 都道府県等に対し、地方衛生研究所における新型インフルエンザに対するPCR検査を実施する体制を整備するよう要請し、その技術的支援を行う。
—(厚生労働省)—

【医療機関等への情報提供体制の整備】

- ・ 新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。
—(厚生労働省)—

【抗インフルエンザウイルス薬の科学的知見の収集・分析】

- ・ 国内で流通している抗インフルエンザウイルス薬の効果や薬剤耐性についての研究や情報収集を行う。
—(厚生労働省)—

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄】

- ・ 諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を推進する。
—(厚生労働省)—
- ・ 新たなる開発されている抗インフルエンザウイルス薬についても、情報収集をや支援を行い、全体の備蓄割合を検討する。
—(厚生労働省)—
- ・ 在外公館における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。
—(外務省)—

【抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備】

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関—(企業内診療施設を含む)—や薬局、医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。
—(厚生労働省)—

ワクチン

【研究開発・製造・備蓄】

(パンデミックワクチン)

- ・ 新型インフルエンザ発生後、ウイルス株が同定されてから6か月以内に全国民分のパンデミックワクチンを製造することを目指し、細胞培養法など新しいワクチン製造法や、経鼻粘膜ワクチン等の投与方法等の研究・開発を促進するとともに、生産ラインの整備を推進する。(厚生労働省)

【ワクチン確保・供給体制】

(プレパンデミックワクチン)

- ・ パンデミックワクチンの開発・製造には一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、感染防止対策の一つとして、プレパンデミックワクチンの接種を行うこととし、その原液の製造・備蓄を進める。(厚生労働省)

〔参考〕プレパンデミックワクチンの備蓄状況

平成18年度 原液約1,000万人分備蓄 (ベトナム株/インドネシア株)
 平成19年度 原液約1,000万人分備蓄 (中国・安徽株)
 平成20年度 原液約1,000万人分備蓄予定 (中国・青海株)

- ウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果に即して製造を行うとともに、プレパンデミックワクチン製造に必要な新しい分離ウイルス株の弱毒化やこれに関連する品質管理等を国内で実施する体制の充実を図る。

ワクチン製造に必要な鶏卵等の確保など、プレパンデミックワクチンの製造に係る準備作業を進める。

(パンデミックワクチン)

- ・ 細胞培養法等による製造体制が整備されるまでの間、鶏卵によるパンデミックワクチンの製造体制において可能な限りの生産能力の向上を図る。(厚生労働省)
- ・ パンデミックワクチンの審査のあり方について検討を行う。
- ・ 全国民分のパンデミックワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。
- ・ 細胞培養法などの新しい製造法が開発され、全国民分のパンデミックワクチンを国内で速やかに確保することが可能となるまでは、輸入ワクチンの確保の基本的考え方とそのプロセスについて定めておく。

【プレパンデミックワクチンの事前接種】

- ・ プレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する臨床研究等を実施し、得られた結果の評価等に基づき、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、プレパンデミックワクチンを新型インフルエンザの発生前に接種することについて検討を行う。さらに、安全性等の評価を踏まえ、プレパンデミックワクチンの接種を段階的に拡大していくことについても検討を行う。(厚生労働省)

【接種体制の構築】

(プレパンデミックワクチン)

- ・ プレパンデミックワクチンの接種の対象となる医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の具体的な範囲や接種順位を策定する。(厚生労働省、関係省庁)
- ・ 発生時にプレパンデミックワクチンを速やかに接種する体制を構築する。

(パンデミックワクチン)

- ・ 全国民に対し速やかにパンデミックワクチンを接種可能な体制を構築する。
- 公費で集団的な接種を行うことを基本として、法的位置づけ、接種の

実施主体、集団的な接種の実施基準等、接種の枠組を策定する。

- 市区町村における接種体制について、具体的なモデルを示すなど技術的な支援を行う。
- 都道府県を通じて、市区町村に対し、地域医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等や、接種の場所、接種の周知・予約方法等、接種の具体的な実施方法について策定するよう要請するとともに、都道府県に対して接種体制の構築に当たって市区町村への支援を行うよう要請する。
- 新型インフルエンザ発生後の状況を想定した上で、状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を策定する。

都道府県・市区町村等と協力してプレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を構築する。(厚生労働省、総務省、関係省庁)

ワクチンの接種が円滑に行われるよう、国民的な議論を踏まえ、都道府県等や業界団体の協力を得て、接種の対象者や順位を明らかにする。(厚生労働省、関係省庁) プレパンデミックワクチンの接種が必要な者の数を把握する。全国民を対象としたパンデミックワクチンの接種順位を検討する。

【情報提供】

- ・ 新型インフルエンザ対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制といった基本的な情報について情報提供を行い、国民の理解促進を図る。

【プレパンデミックワクチンの事前接種】

- ・ プレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する臨床研究等を実施し、得られた結果の評価等に基づき、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、プレパンデミックワクチンを新型インフルエンザの発生前に接種することについて検討を行う。さらに、安全性等の評価を踏まえ、プレパンデミックワクチンの接種を段階的に拡大していくことについても検討を行う。(厚生労働省)
- ・ 事前接種の検討結果を踏まえ、適切に対応する。

【ガイドラインには、以下の内容等について、より具体的に記載する】

◎ワクチン確保・供給体制の構築について

○ワクチンの確保

- ・ 国内産ワクチンの確保に向けた事前準備について
- ・ 輸入ワクチンの確保に向けた事前準備について

○ワクチン流通体制の構築

◎接種体制の構築について

- 接種対象者の優先順位及びその選定方法への事前準備
- 接種の実施へ向けた事前準備

社会・経済機能の維持

【事業継続計画の策定促進】

- ・ 事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染予防対策や、事業継続に不可欠な重要業務の継続への重点化について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請し、実施を確認する。特に社会機能の維持に関わる事業者による事業継続計画の策定を支援する。(関係省庁)

【社会的弱者等への生活支援】

- ・ 市区町村に対し、第三段階のまん延地域発生期における住民の生活支援や在宅の高齢者、障害者等の社会的弱者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておく検討するよう要請する。(厚生労働省)

【火葬能力等の把握】

- ・ 都道府県に対し、市区町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、計画を立てておくよう要請する。(厚生労働省)

VI-1 第一段階 海外発生期（海外で新型インフルエンザが発生した状態）

予想される状況

- 海外で新型インフルエンザが発生した状態。
- 国内では患者は発生していない。
- 海外における状況は、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々である。

対策の目標

- 1) ウイルスの国内侵入をできるだけ阻止する。
- 1-2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国内発生の遅延と国内発生の早期発見に努める。

対策の考え方

- 新たに発生したウイルスの病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、ウイルスの特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 国内発生した場合には早期に発見できるよう国内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、地方自治体、事業者、国民に準備を促す。
- 検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、社会機能維持のための準備、プレバンデミックワクチンの製剤化・接種、バンデミックワクチンの製造開始等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。1) 海外での発生状況に関する継続的な情報収集及び国内外の関係機関との情報共有を進める。
- 2) 発生国に滞在する在外邦人に対して必要な情報を速やかに伝達し、退避・帰国支援等必要な支援を行う。
- 3) 新型インフルエンザ発生地への渡航自粛、航空機・旅客船の運航自粛等によりウイルス侵入のリスクを軽減する。
- 4) 感染地域からの入国便に対して検疫を行う空港・海港を集約するとともに、

- 入国者に対する健康監視・停留等の措置を強化する。
- 5) 発生国からの外国人の入国を制限するために、査証審査の厳格化や査証発給の停止の査証措置をとる。
- 6) 国内発生に備え、サーベイランス強化・医療体制の整備を進める。
- 7) プレバンデミックワクチン接種の検討などを行い、接種が適切であると判断した場合には医療従事者や社会機能維持に関わる者に対する接種を開始する。
- 8) バンデミックワクチンの開発・製造を開始する。
- 9) 問い合わせに対応する相談窓口を設置する等、国民への情報提供を行う。
- 10) 事業者に対し、職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うよう、要

実施体制

【政府の体制強化】

- ・ 海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、内閣危機管理監が関係省庁と緊急協議を行い、内閣総理大臣に報告するとともに、速やかに「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」関係省庁対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針について協議・決定する。（内閣官房、全省庁）
- ・ WHOがフェーズ4の宣言を行った場合には、内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」政府対策本部を設置し、諮問委員会を開催設置する。し政府対策本部は諮問委員会の意見を踏まえ、水際入国者対策・在外邦人支援対策等の初動の基本的対処方針について協議・決定する。（内閣官房、全省庁）
- ・ WHOがフェーズ4の宣言を行っていない場合であっても、海外において新型インフルエンザが発生した疑いが強く、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要があると判断される場合には、必要に応じ、内閣総理大臣が主宰し、全ての国務大臣が出席する「新型インフルエンザ対策関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）を開催し、水際入国者対策・在外邦人支援対策等の初動の基本的対処方針について協議・決定する。（内閣官房、

全省庁)

~~新型インフルエンザ対策本部は、諮問委員会の意見を踏まえ、水際対策等に関する基本的対処方針を決定する。(内閣官房、全省庁)~~

【国際間の連携】

- ・ ~~ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の開発等に関する国際的な連携・協力体制を強化する。(厚生労働省)~~
- ・ ~~国際機関又は発生国からの要請に応じ、未発生期に編成した海外派遣専門家チームの派遣を検討する。(外務省、厚生労働省、農林水産省)~~
- ・ ~~発生国に対しWHOが行う支援封じ込めへの協力を行う。(厚生労働省、外務省、関係省庁)~~
- ・ ~~国際的な連携強化を含む調査研究を強化する。特にワクチンや抗インフルエンザウイルス薬の開発等に関する連携・協力体制を構築する。(厚生労働省、文部科学省、関係省庁)~~

サーベイランス

【国際的な情報収集】

- ・ ~~海外における新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関(WHO、OIE等)等を通じて必要な情報を収集するとともに、発生国からの情報収集を強化する。(厚生労働省、外務省、文部科学省)~~
 - ~~WHOコラボレーションセンター等との情報共有、協力~~
 - ~~ウイルス株の同定・解析に関する情報~~
 - ~~疫学情報(症状、症例定義、致死率等)~~
 - ~~当該ウイルス株の入手~~
 - ~~症例定義の見直し治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性等)~~

【サーベイランス疑い症例調査支援システムによるサーベイランス等】

~~引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランス疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、ウイルス学的サーベイランスを実施する。~~

~~【新型インフルエンザの国内発生に備えたサーベイランス】~~

~~感染のみられた集団(クラスター)を早期発見するために、アウトブレイクサーベイランスを開始する。(厚生労働省)~~

~~症候群情報の集積により患者の発生を早期に探知するため、パンデミックサーベイランスを開始する。(厚生労働省)国内における新型インフルエンザ患者を早期に発見し、新型インフルエンザの特徴の分析を行うため、全ての医師に新型インフルエンザ患者の届け出を求め、全数把握を開始する。~~

~~新型インフルエンザ患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握を開始する。~~

~~感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。~~

~~入国者中の有症者に関する情報を解析し、推移を把握する。~~

~~【予防接種副反応迅速把握システム】~~

~~プレパンデミックワクチンの予防接種が開始された段階において、予防接種の副反応についてリアルタイムに把握するため、予防接種副反応迅速把握システムを開始する。(厚生労働省)~~

【調査研究】

~~新型インフルエンザのウイルス株を入手した段階で、国民の各年齢層等における抗体の保有状況の調査を行うなど、対策に必要な調査研究と分析を速やかに先行し、その成果を対策に反映させる。~~

【情報提供】

- ・ 国民に対して、海外での発生状況や現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係省庁のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・ 国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや地方自治体や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。

【情報共有】

- ・ 地方自治体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ直接的な双方向の情報共有を行う。
- ・ ~~各国の発生状況等を詳細に情報提供し、国民への注意喚起を行う。また、関係省庁のホームページの内容等について随時更新する。(関係省庁)~~
- ・ ~~メディア等に対し、適宜、広報担当官から、海外の発生・対応状況について情報提供を行う。(厚生労働省)~~

【相談窓口コールセンターの設置】

- ・ 都道府県・市区町村都道府県に対し、Q & A等を配布した上、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター窓口を本庁又は保健所に設置し、適切な情報提供を行うことができるよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 国民からの相談に応じるため、国のコールセンターを設置する。(厚生労働省)

【国内での感染拡大抑制策の準備】

- ・ 国内における新型インフルエンザ患者の発生に備え、都道府県等に対し、以下を要請する。

- ・ 患者への対応（治療・隔離）や患者の濃厚接触者等への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めること。
- ・ 検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用すること。

【渡航に関する注意喚起感染症危険情報の発出等】

- ・ 新型インフルエンザの発生が疑われる場合には、WHOのフェーズ4の宣言前であっても、感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航延期や回避の可能性の検討を勧告する。(外務省)
- ・ WHOがフェーズ4を宣言した等、新型インフルエンザの発生が確認された場合、感染症危険情報を発出し、渡航の延期を勧告するとともに、在外邦人に対し、今後出国できなくなる可能性や現地で十分な医療を受けられなくなる可能性、帰国に際し停留される可能性について情報提供を行う。(外務省)
- ・ 検疫所は、関係機関と協力して、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザの発生状況や、個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。
- ・ 事業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、速やかに帰国させるよう要請する。(関係省庁)

【水際対策入国者対策】

- ・ 海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、関係省庁対策会議又は関係関係会議により決定された初動の基本的対処方針に従い、入国者対策を開始する。

【検疫体制の強化】

- ・ 検疫の強化については、以下に例示するものを最大限の措置として、新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力、海外における発生の状況等、当該時点で得られる情報を勘案して合理的な措置を行う。なお、情報収集の進展や状況の変化等により、合理性が認められなくなった場合には、措置を変更する。
- ・ 検疫所においては、全入国者に対して航空・船舶会社等の協力を得ながら、入国後に発症した場合の留意事項を記載した健康カードを配付する。

また、発生国からの入国者に対し、質問票の配付⁹及び診察¹⁰等を実施しにより、新型インフルエンザに感染している可能性に応じた振り分けを行い、有症者の隔離¹¹や感染したおそれの高い者の停留¹²等次の措置を行う。質問票等により得られた情報は、必要に応じて地方自治体に提供する。(厚生労働省)

~~◇ 有症者について、疫学的情報等を勘案し、新型インフルエンザに感染している可能性がある場合には、検体の採取を行い、原則として検疫所にてPCR検査を実施するとともに、隔離措置を行う。~~

~~◇ 濃厚接触者については、停留施設等において検疫所長が定める期間内の停留を行う。~~

~~―― 同乗者及び発生国からの入国者については、健康監視を実施する。~~

◇ 厚生労働省は、濃厚接触者の停留を実施する場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、関係省庁と協議の上、発生国から来航する航空機・船舶について、検疫法に基づき、その状況に応じて事前に国内検疫実施場所を指定し、集約化を図ることを検討する。(厚生労働省、国土交通省)

~~◇ 旅客機等については成田、関西、中部及び福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応を検討する。~~

~~◇ 客船については横浜港、神戸港及び関門港で対応する。~~

~~◇ 貨物船については、検疫集約港以外の検疫港においても対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討するものとする。~~

➤ ~~航空機・船舶の長から、検疫所に対して発熱、咳など、健康状態に何らかの異状を呈している者が乗っているとの到着前の通報があった場合には、機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、有症者のマス~~

⁹ 検疫法第12条

¹⁰ 検疫法第13条

¹¹ 検疫法第14条第1項第1号

¹² 検疫法第14条第1項第2号

クの着用、有症者へ接触する者の限定客室乗務員の特定等)について、航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。(厚生労働省)

➤ 発生国から第三国経由で入国する者に対し、航空・船舶会社等の協力を得ながら、検疫法に基づく質問票の配付や旅券の出国証印の確認を実施するなど、発生国での滞在の有無を把握し、検疫の効果を高める。(厚生労働省、法務省、国土交通省)

➤ 検疫の強化に伴い、我が国に来航する航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所、地方自治体その他関係機関との連携を確認し強化する。(厚生労働省、関係省庁)

➤ 検疫体制の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。(警察庁、海上保安庁)

(外国人の入国制限)

・ 発生国の在外公館において査証発給を行う際、査証審査の厳格化や査証発給の停止等の査証措置を行う。(外務省)

(密入国者対策)

・ 発生国からの密入国が予想される場合、感染者の密入国を防止するため、取締機関相互の連携を強化するとともに、密入国者の中に感染者又は感染の疑いのある者がいるとの情報を入手し、又は認めたときは、検疫所等との協力を確保しつつ、必要な感染防止策を講じた上、所要の手続きをとる。(法務省、警察庁、海上保安庁)

・ 発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行う。(法務省、警察庁、海上保安庁)

・ 感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。(警察庁、海上保安庁)

(水際対策入国者対策関係者の感染防止策)

・ 水際対策入国者対策関係者について、プレパンデミックワクチンの接種のほ